

特別養護老人ホームすずらの園 利用料 (2019.4.1)

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 介護老人福祉施設サービスの利用料

【基本部分（従来型個室）】

利用者の 要介護度	施設サービス費（1日あたり）		
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照	
		1割	2割
要介護1	5,570円	557円	1,114円
要介護2	6,250円	625円	1,250円
要介護3	6,950円	695円	1,390円
要介護4	7,630円	763円	1,526円
要介護5	8,290円	829円	1,658円

【基本部分（多床室）】

利用者の 要介護度	施設サービス費（1日あたり）		
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照	
		1割	2割
要介護1	5,570円	557円	1,114円
要介護2	6,250円	625円	1,250円
要介護3	6,950円	695円	1,390円
要介護4	7,630円	763円	1,526円
要介護5	8,290円	829円	1,658円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

特別養護老人ホームすずらの園 利用料 (2019.4.1)

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

(※) 上段は1割負担額。下段は2割負担額。

加算の種類	加算の要件	加算額※	
		基本利用料	利用者負担金
日常生活継続支援 加算	重度の要介護状態の者や認知症の者、たんの吸引等が必要な者のいずれかが入所者の総数に対し一定の割合を占めている場合（1日につき）※（注1）	360円	36円
			72円
看護体制加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）	60円	6円
			12円
看護体制加算Ⅱ	※それぞれの要件を満たした場合、加算Ⅰと加算Ⅱをそれぞれ算定できる。	130円	13円
			26円
夜勤職員配置加算	最低基準を1以上上回る数の夜勤職員が配置され入所者への医療ニーズへの対応を行っている場合（1日につき）	160円	16円
			32円
個別機能訓練加算	要件を満たした上で機能訓練を行っている場合（1日につき）	120円	12円
			24円
初期加算	入所後30日と、入院が1ヵ月以上に及んだ場合の退院後の30日（1日につき）	300円	30円
			60円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1日につき）	1,200円	120円
			240円
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断した利用者へサービス提供した場合（1日につき）	2,000円	200円
			400円
再入所時栄養連携 加算	入院先医療機関との間の栄養管理に関する連携を行った場合（1回につき）	1回に限り4,000円	400円
			800円
退所時等相談援助 加算	① 退所前後訪問相談援助を行った場合	1回につき4,600円	460円
			920円
	② 退所時相談援助を行った場合	1回に限り4,000円	400円
			800円
	③ 退所前の連携・調整を行った場合	1回に限り5,000円	500円
			1,000円
栄養マネジメント加算	必要な体制が整備され、栄養マネジメントを行った場合（1日につき）	140円	14円
			28円

特別養護老人ホームすずらの園 利用料 (2019.4.1)

低栄養リスク改善加算	低栄養状態にある入所者に対し、管理栄養士が栄養管理を行った場合（6月以内の期間に限り1月につき）	3,000円	300円
			600円
経口維持加算（Ⅰ）	必要な体制が整備され、摂食機能障害があり著しい誤嚥が認められる者に、継続して経口による食事摂取を進める為の特別な管理を行った場合（1月につき）	4,000円	400円
			800円
経口維持加算（Ⅱ）	必要な体制が整備され、摂食機能障害があり誤嚥が認められる者に、継続して経口による食事摂取を進める為の特別な管理を行った場合（1月につき）	1,000円	100円
			200円
経口移行加算	必要な体制が整備され、経管による食事摂取の方などが経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合（1日につき）	280円	28円
			56円
口腔衛生管理体制加算	口腔ケアに係る技術的助言・指導に基づき、口腔ケアマネジメントに係る計画を作成した場合（1月につき）	300円	30円
			60円
口腔衛生管理加算	口腔衛生管理体制加算を算定しており、かつ歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合（1月につき）	900円	90円
			180円
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合（1回につき/1日につき3回を限度として）	60円	6円
			12円
配置医師緊急時対応加算	当施設配置医師が早朝、夜間又は深夜に訪問して入所者に対し診察を行った場合（1回につき）	早朝・深夜の場合 6,500円	650円
			1,300円
		深夜の場合 13,000円	1,300円
			2,600円
看取り介護加算Ⅰ	医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら見取り介護を行った場合（1日につき）	死亡日以前 4日以上30日以下 1,440円	144円
			288円
		死亡日の前日 及び前々日 6,800円	680円
			1,360円
		死亡日 12,800円	1,280円
			2,560円

特別養護老人ホームすずらの園 利用料 (2019.4.1)

看取り介護加算Ⅱ	医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら見取り介護を行った場合で入所者に対する緊急時の対応を施設医師・協力医療機関と連携していること（1日につき）	死亡日以前	144円
		4日以上30日以下 1,440円	288円
		死亡日の前日 及び前々日 7,800円	780円
			1,560円
		死亡日 15,800円	1,580円
			3,160円
褥瘡マネジメント加算	褥瘡の発生予防のため継続的に入所者ごとの褥瘡管理を行った場合（1月につき/3月に1回を限度として）	100円	10円
			20円
排せつ支援加算	排泄に介護を要する利用者へ支援計画に基づく支援を継続的に行った場合（1月につき/6月以内の期間に限り）	1,000円	100円
			200円
在宅サービスを利用した時の費用	外泊時に在宅サービスを利用した場合、（1月に6日を限度として）	5,600円	560円
			1,120円
在宅復帰支援機能加算	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行い、かつ、一定割合以上の在宅復帰を実現している施設（1日につき）	100円	10円
			20円
在宅・入所相互利用加算	在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を十分に行い、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて、施設の同一個室を計画的に利用する場合（1日につき）	400円	40円
			80円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	重度の認知症者が半数以上おり、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、チームとして専門的なケアを実施した場合（1日につき）	30円	3円
			6円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定し、かつ認知症介護指導者研修修了者を配置し、研修計画を実施した場合（1日につき）	40円	4円
			8円
外泊時加算	病院への入院を要した場合及び居宅における	2,460円	246円

特別養護老人ホームすずらの園 利用料 (2019.4.1)

	外泊を認めた場合(月6日限度)(1日につき)		492円
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1日につき) ※ (注1)	180円	18円
			36円
サービス提供体制強化加算Ⅰロ	※加算Ⅰイ～ロのいずれか1つを算定する。	120円	12円
			24円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※ (注2) ※加算Ⅰ～Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の8.3%	左記額の1割
			左記額の2割
介護職員処遇改善加算Ⅱ		1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の6.0%	左記額の1割
			左記額の2割

(注1) サービス提供体制強化加算は、日常生活継続支援加算との重複はありません。

(注2) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) 食費及び居住費

食費	1日につき1,770円。おやつ代70円。 また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。
居住費	従来型個室(1日につき) 1,200円 多床室(1日につき) 940円
その他	入所期間中に入院した場合の取り扱いについても、居住費相当額をいただきますので、ご了承ください。

(3) その他の費用

理美容代	費用の実費をいただきます。
行政手続代行費	費用の実費をいただきます。